

いじめ・長期欠席対策ハンドブック

～ 誰一人取り残さない学校を目指して ～

R7 改訂版

I いじめについて P1 ～ P9

- 1 いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 いじめの未然防止の取組・・・・・・・・P3
- 3 いじめの早期発見の取組・・・・・・・・P4
- 4 いじめ対応の流れ・・・・・・・・・・・・P5
- 5 ネット上のいじめ・・・・・・・・・・・・P6
- 6 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・P7
- 7 学校いじめ防止基本方針・・・・・・・・P8
- 8 重大事態発生時の対応の流れ・・・・P9

II 長期欠席について P10 ～ P18

- 1 長期欠席とは・・・・・・・・・・・・P10
- 2 熊本市における長期欠席の現状・・・・P11
- 3 不登校等の長期欠席対応について・・・・P12
- 4 学校としての具体的な取組について・・・・P13

III 関係機関について P19 ～ P23

- 1 ケース検討会議・・・・・・・・・・・・P19
- 2 連携する上での手順と留意点・・・・P19
- 3 SC・SSWの取組・・・・・・・・・・・・P21
- 4 教育相談室の取組・・・・・・・・・・・・P22

I いじめについて

1 いじめとは

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）平成25年9月28日施行

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

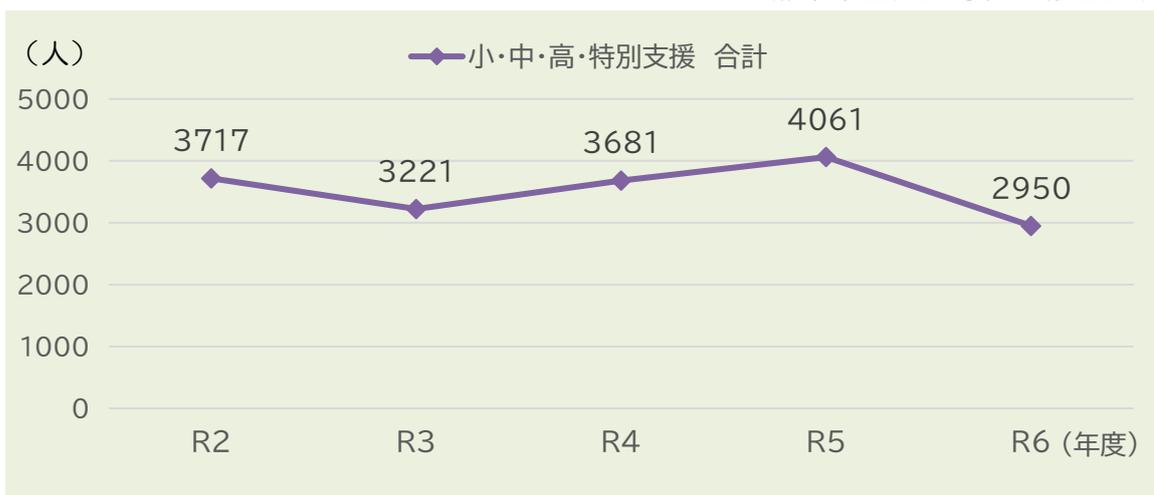
(1) いじめの認知について

いじめは早期発見が、早期解決につながります。ささいなことと思われる事案についても、危機感をもって積極的に認知・対応していくことが大切です。



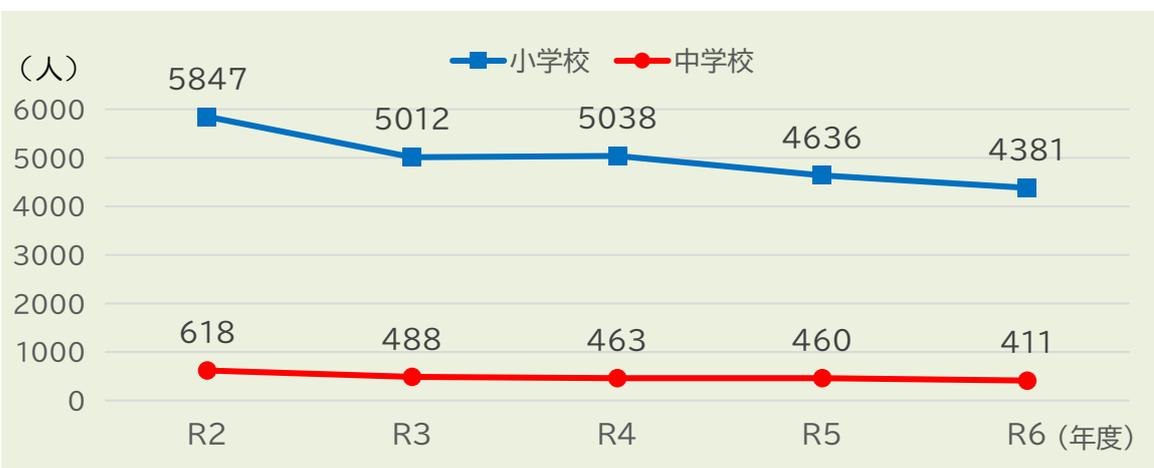
学校が認知した件数

熊本市生徒指導状況報告より



「いじめられたことがある」と答えた児童生徒数

熊本市心のアンケートより



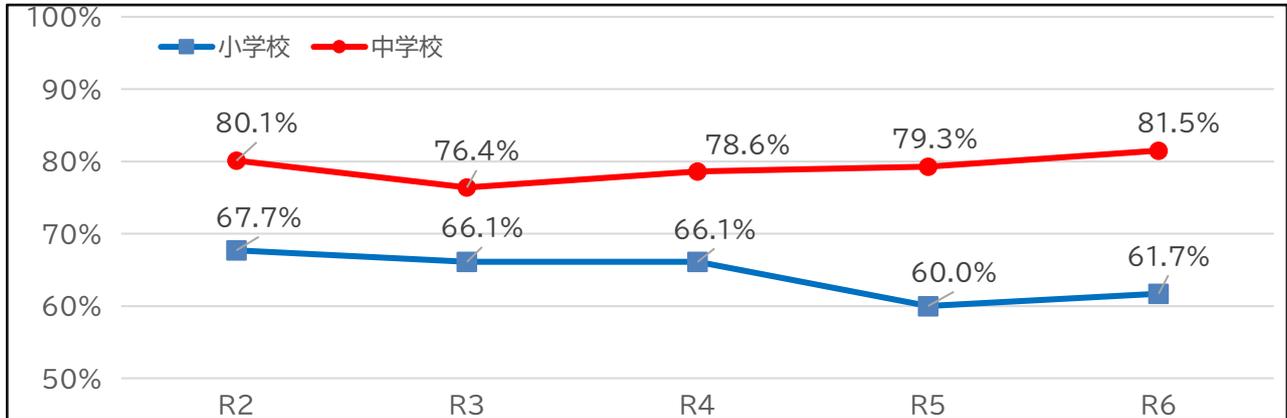
学校が認知した件数と児童生徒が訴えた件数が近づくといいですね。

(2) いじめの相談をした割合と相談をしなかった理由について

チーム学校として、相談しやすい環境づくり、誰にでも相談できる雰囲気づくりが重要です。また、外部の相談機関を周知し、身近な人に相談しづらいと感じている児童生徒が、安心して相談できるように支援することも大切です。

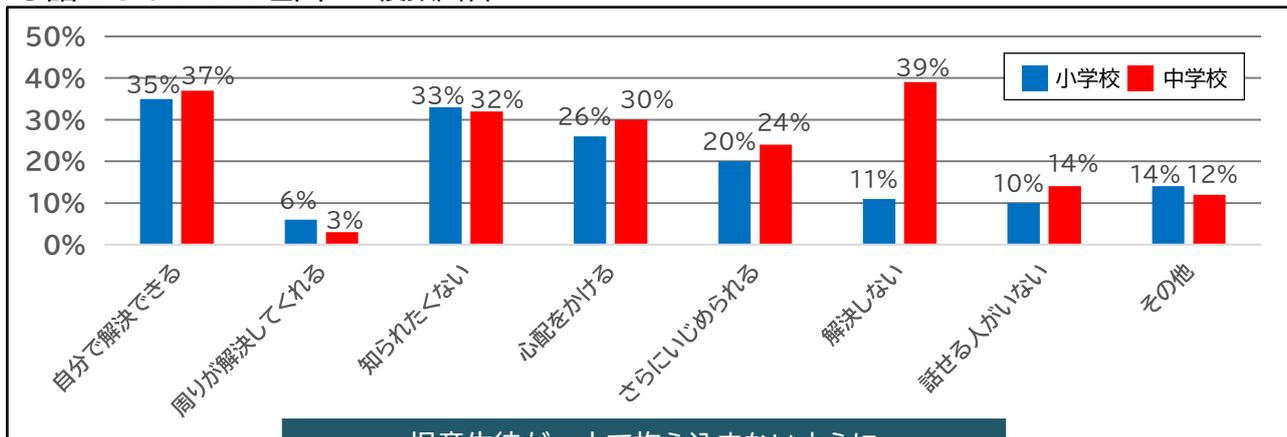
○いじめられたことを誰かに話したと答えた児童生徒の割合

熊本市心のアンケートより



○話をしなかった理由 ※複数回答

R6熊本市心のアンケートより



児童生徒が一人で抱え込まないように

SOS の出し方・受け止め方に関する教育について

自殺予防に関する施策・通知

H29 自殺総合対策大綱（厚労省）

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを知る教育

「SOS の出し方に関する教育」の推進

R3・R4 熊本市教育センター研究員活動「生徒指導・教育相談」部会
【研究テーマ】心を軽くするための生徒指導・教育相談のあり方
～SOS の出し方・受け止め方に関する取組を通して～

2 いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止教育においては、児童生徒にいじめに向かわない態度・能力を身につけさせることと、いじめを生まない環境づくりを進めることを全ての教育活動を通じて継続的に行うことが大切です。

(1) いじめについての共通理解

未然防止のポイント①

- 職員会議等で教職員全体への学校の基本方針の周知
- 「心のきずなを深める月間」で、全校児童生徒を対象としたいじめに関する講話等の実施
- 年間を通じて、児童生徒がいじめの問題について学ぶ時間の設定

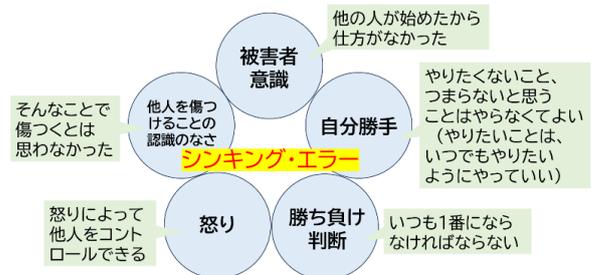
(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

未然防止のポイント②

- 児童会・生徒会などを通じて児童生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- 学校行事などを通じた様々な体験活動の充実と人間関係の構築

【いじめをしてしまう児童生徒の心理】*1

いじめの加害者の多くが「遊びだ」「自分にはそうしてよい権利がある」など間違った考え（シンキング・エラー）を持っています。それに気づかせ、考えを修正することが重要です。



(3) いじめが起きにくい集団の育成

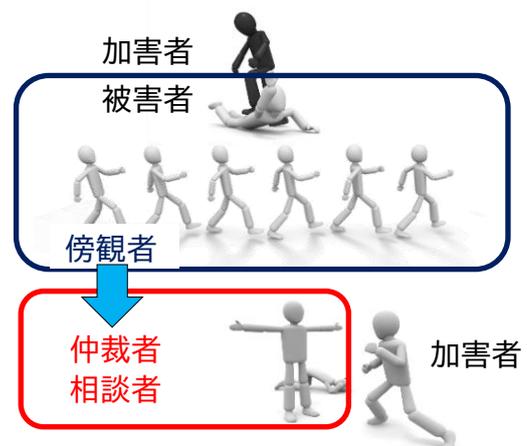
未然防止のポイント③

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりの推進
- いじめを許さないという雰囲気のある集団づくり
- 一人一人が活躍できる場づくり、互いのよさを認め合えるような人間関係づくり



【いじめ構造から考える未然防止教育】*2

ほとんどのいじめに、加害者でもない被害者でもない、いじめの現場に立ち会う児童生徒「傍観者」が存在すると言われています。傍観者は、「何をすればよいか分からない」「報復を恐れている」「何かをして状況をさらに悪くすることを恐れている」という理由によって、いじめに関与しません。



【傍観者への働きかけ】*3

- ① いじめについて話し合わせることで、いじめをやめさせたいと思っているのは自分だけではないと気づかせる。
- ② いじめをただ見ていること（何も行動しないこと）が、いじめ加害者に力を与えてしまうことを知らせる。
- ③ 自分たちの集団を安全に保ち、いじめをなくすために行動することについて責任をもたせる。

*1*2*3 参考文献「学校を変える いじめの科学 著：和久田 学」日本評論社

3 いじめの早期発見の取組

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。また、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境や体制づくりも大切です。

早期発見のために学校で実施している具体的な取組

- ① 毎月実施の「きずなアンケート」や教育相談の実施によるいじめの実態把握
- ② いじめについて、児童生徒や保護者が校内で相談できる場所や教職員等についての周知
- ③ 児童生徒・保護者・地域等への来所や電話・メール・SNS等による相談窓口の周知
- ④ 教職員による日常的な児童生徒の観察、生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握
- ⑤ 児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察、養護教諭との連携



早期発見のための児童生徒が相談しやすい環境づくり

本人からの訴えには・・・

「よく言ってくれたね」という児童生徒に寄り添った姿勢で対応し、心のケアに努める。また、教職員や保護者、スクールカウンセラー等、誰にでも相談してよいことを伝える。

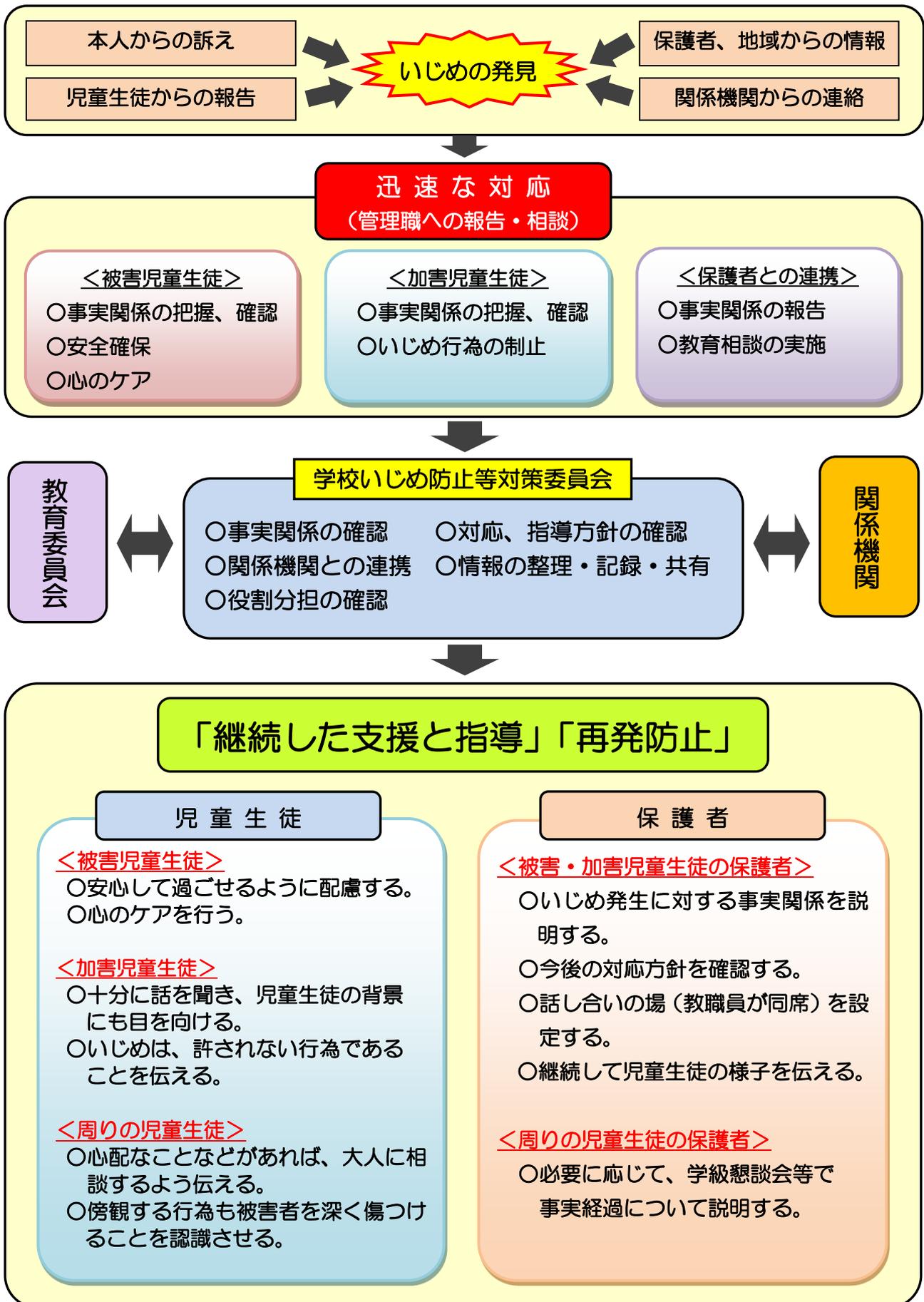


周りの児童生徒からの訴えには・・・

「よく教えてくれたね」とその行動を称える。また、本人の許可なく情報の発信元は明かさないうことを伝え、安心感を与える。

4 いじめ対応の流れ

※ケースにより対応の流れが変わることがあります。



5 ネット上のいじめ

ネット上のいじめと関係機関との連携

【ネット上のいじめの特徴】

24時間逃げ場がなく、拡散性が高いので、あっという間に広まり、すぐに深刻な事態に発展することが少なくありません。

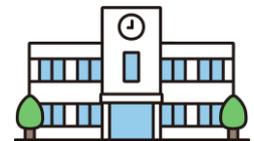


【インターネット問題と関係機関との連携】

多角的な点から状況を把握し、ケースによっては SC、SSW、警察、スクールサポーター、消費生活センター、児童相談所等と連携して対応することが必要です。

被害にあったら、スクリーンショットを利用するなどして、証拠を残しておくことも大切です。

「学校における組織的な取組の具体例」



インターネット対策 の中心組織の設置

生徒指導部とも連携しながら、インターネット対策の中核となって、情報交換と方針策定のための協議を行う組織を、校務分掌に位置づける。

情報集約と方針決定

学校で起きているインターネットの問題の集約と、対策の方針決定を行うために定期的に会議を行う。また、学校から貸与されたタブレットの使用状況等を把握する。

アンケートの実施

インターネットの利用内容、利用時間、ネットの知識の把握等、児童生徒のインターネット利用の実態把握のためのアンケート調査を行う。

啓発活動の実施

講演会等を通じて児童生徒への啓発を図るだけでなく、児童生徒が授業の中で、系統的にインターネットの知識や課題解決方法について学ぶ機会を設ける。

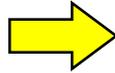
児童生徒間の話し 合い、ルールづくり

教職員や保護者が一方的に教えたり、指導したりするだけではなく、児童生徒が主体的にインターネットの扱いに関して主体的に考えて、その影響について議論しながら、身近な課題としてルールを定める機会を用意する。

6 関係機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、保護者の理解を求めながら、警察と適切に連携を図っていくことが重要です。また、必要に応じて関係機関と連絡を取り、ケース会議を開くことも大切です。

警察との連携が必要と判断



スクールサポーター
または各署の生活安全課少年係に相談

警察との連携が必要な場合の例

- 生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案
- 犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案
- 指導が困難ないじめ事案
- その他、警察へ相談することが適当と思われる事案 「学警連会則より」



関係機関と相談を開始するまでの流れ

指導方針の決定

- 管理職を中心に関係者（担任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭等）で関係機関の協力が必要か検討する。

関係機関の選定

- いじめの内容に応じて対応できる関係機関を選定する。
※児童相談所、保健こども課、医療機関、警察、こどもの権利サポートセンター

保護者・本人との
共通理解

- 連携の必要性やその意義、その後の学校の対応等について保護者に十分に説明し、理解を得る。

関係機関への連絡

- 状況を伝え、相談日や指導方法等について調整する。

保護者への連絡

- 保護者に相談日時等について連絡する。

関係機関と連携する場合の留意点

- 関係機関への相談等の意義や必要性を保護者・児童生徒に十分に説明する。
- 関係機関と協議し、連携の内容を明確にしておく。対応を関係機関に任せっきりにせず、学校としての対応を見直すために、積極的に助言を求める。
- 担任等の関係者は、連携を図った関係機関と協力し、可能な範囲で児童生徒の悩みや願いなどについて話を聞き、学校における人間関係を改善するように努める。



7 学校いじめ防止基本方針

(1) 学校の基本方針の内容（いじめ防止対策推進法 第13条）

学校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定されました。学校の基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものです。

(2) 学校いじめ防止等 対策委員会

（法第22条に基づく組織）

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための常設の組織。
- 当該学校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者、必要に応じて外部専門家等で構成。

学校いじめ防止等対策委員会の機能

- 「学校いじめ防止基本方針」について検討する。

〈第1回会議〉

- 学校いじめ防止基本方針の検討
- 学校のいじめ防止等についての取組内容の確認
- 重大事態発生時の調査や対応の確認

〈第2回会議〉

- いじめ防止等の取組内容の評価、改善
- 重大事態発生時の調査や対応の評価、改善、再発防止について検討

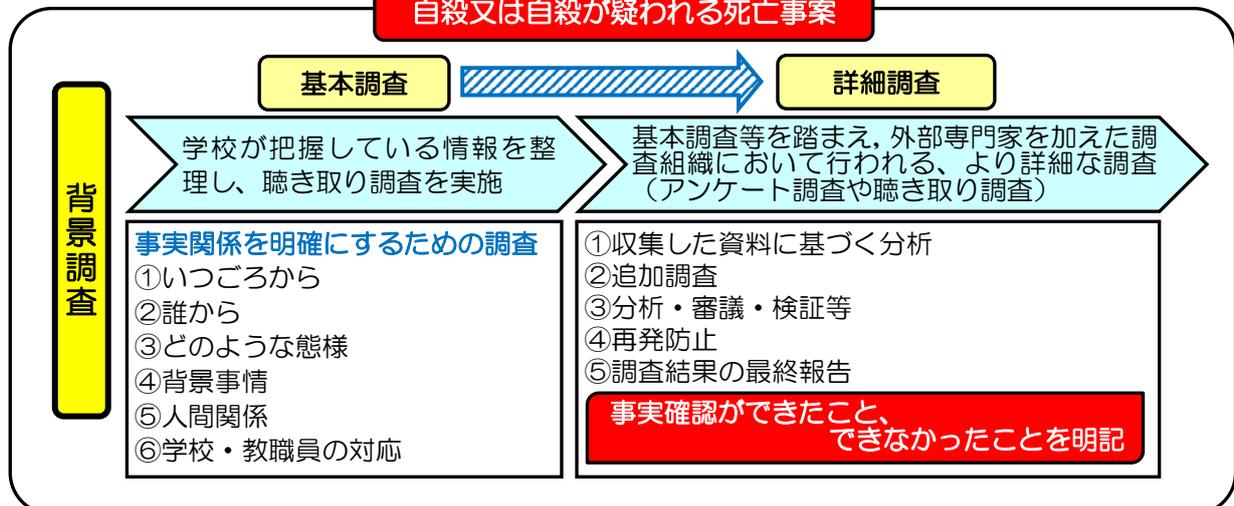
- 外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応をする。

法第23条（いじめに対する措置）

- いじめの事実の有無を確認後、教育委員会に報告。
- いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、いじめを行った児童等を指導する。
- 保護者間で争いが起こることがないように、情報を保護者と共有する。
- 犯罪行為と認められるときは、所轄警察署と連携する。（国の基本方針から）
- 情報の収集及び記録をしておく。
- 状況に応じて、臨時の学校いじめ防止等対策委員会を開催する。

- いじめの重大事態に対して、教育委員会と連携して対応する。

自殺又は自殺が疑われる死亡事案



8 重大事態発生時の対応の流れ

重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）



1号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い**があると認めるとき

児童生徒が**自殺を企図**、**身体に重大な傷害を負った**、**金品等に重大な被害を被った**、**精神性の疾患を発症**した場合及び、**転校を余儀なくされた**場合などが想定されます。

2号事案

いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている**疑い**があると認めるとき

「相当の期間」については、**年間30日を目安**とします。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、**迅速に調査に着手**することが必要です。

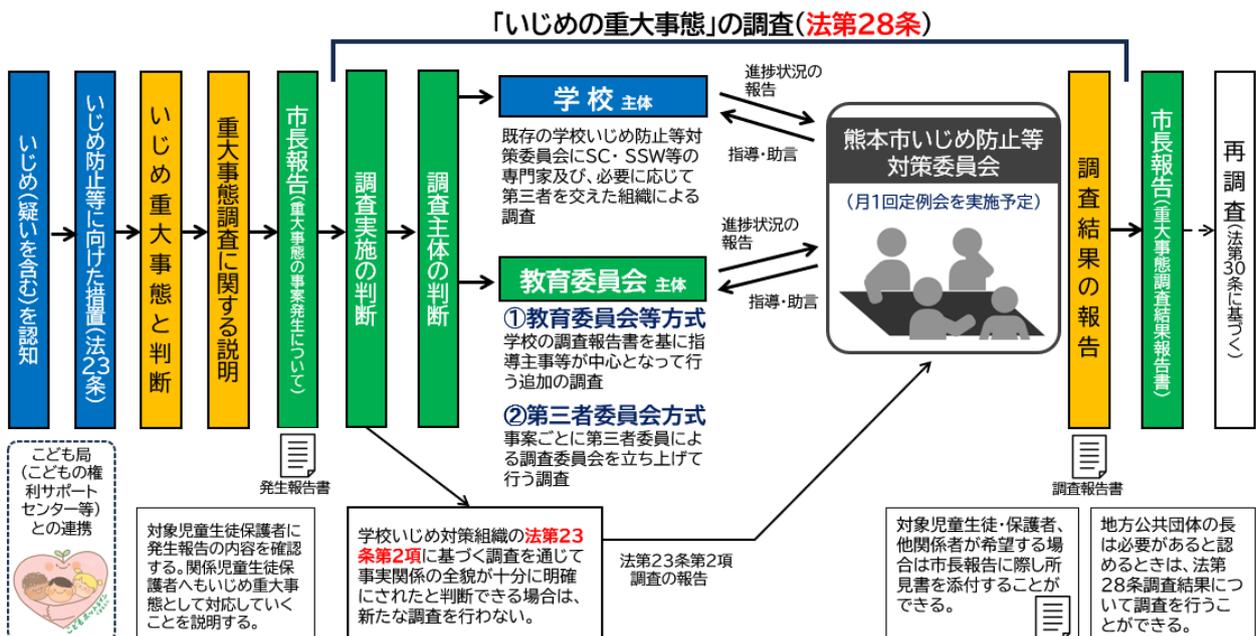


注意

児童生徒や保護者から、**いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった**ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生した**ものとして**報告・調査等に当たります**。
児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、**調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない**ことに留意してください。

「いじめの重大事態」発生時の対処（R7～）

学校 委員会 学校・委員会



Ⅱ 長期欠席について

1 長期欠席とは

長期欠席：年度間30日以上欠席した者

- 病 気**：心身の故障やケガなどで入院、通院、自宅療養のため長期欠席した者。
経済的理由：家計が苦しく教育費が出せない、本人が働いて家計を助けているなどの理由で、長期欠席した者。
不 登 校：「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席した者。
そ の 他：保護者の教育に関する考え方など、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれかにも該当しない理由により長期欠席した者。

長期欠席児童生徒から以下のような相談があった際は記録に残し、チームで支援していく必要があります。

- 1 いじめの被害の情報や相談があった。
- 2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。
- 3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。
- 4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。
- 5 学校のきまり等に関する相談があった。
- 6 入学、転編入学、進級時の不適應による相談があった。
- 7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。
- 8 親子のかかわり方に関する問題の情報や相談があった。
- 9 生活リズムの不調に関する相談があった。
- 10 あそび、非行に関する情報や相談があった。
- 11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。
- 12 不安・抑うつに関する相談があった。
- 13 障がい（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。
- 14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。



文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」について

子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すため、「不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指す」と明記されています。

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

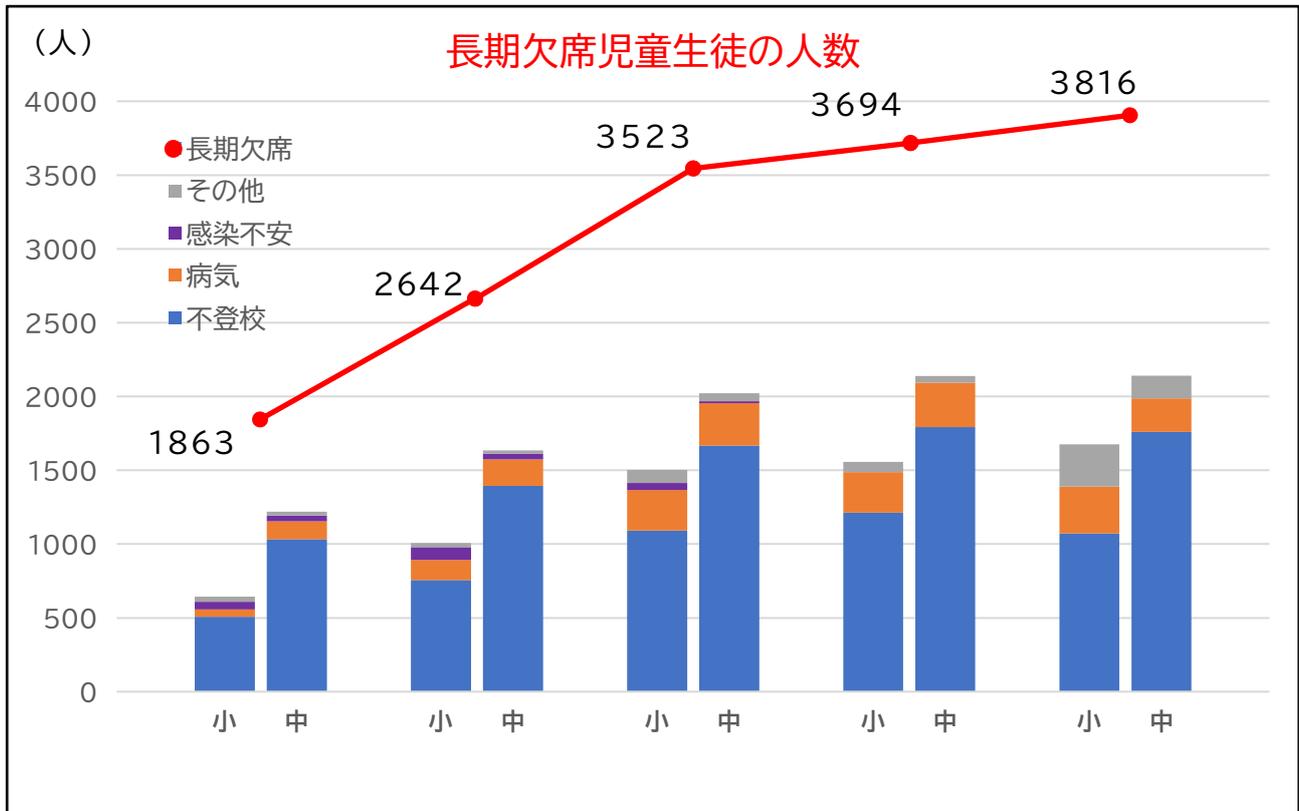


[COCOLOプラン等について](#)

2 熊本市における長期欠席の現状

(1) 長期欠席児童生徒数について

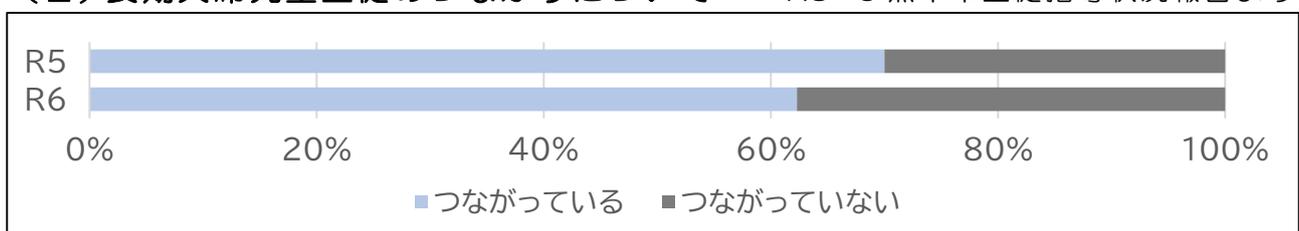
熊本市生徒指導状況報告より



	R2		R3		R4		R5		R6	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
不登校	508	1034	757	1395	1092	1668	1213	1792	1072	1761
病気	49	121	136	179	274	287	275	301	319	226
感染不安	53	38	87	40	49	12				
その他	33	27	28	20	87	54	68	45	285	153
長期欠席	1863		2642		3523		3694		3816	

(2) 長期欠席児童生徒のつながりについて

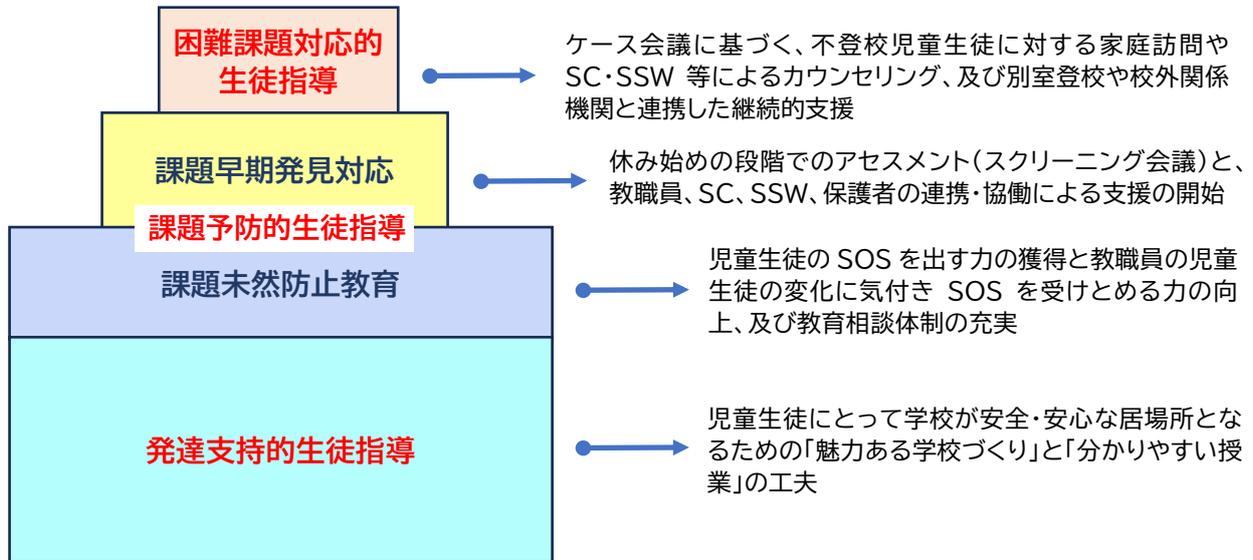
R5・6 熊本市生徒指導状況報告より



長期欠席児童生徒のうち、SC、SSW、フレンドリー、フレンドリーオンライン、ユア・フレンド、フリースクール等の民間施設等、学校内外の支援につながっていない児童生徒は令和5年度で約3割、令和6年度で約4割です。100日以上欠席があり、つながりのない児童生徒は、どちらの年度も約1割います。

3 不登校等の長期欠席対応について

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、**社会的に自立する**方向を目指すように働きかけることが求められます。
- ・ 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、**学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。**



不登校対応の重層的支援構造 ※生徒指導提要 令和4年12月文部科学省より

Point1 不登校等の長期欠席対策につながる【発達支持的生徒指導】

～魅力ある学校づくり・学級づくり～

「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくり。

Point2 不登校等の長期欠席対策としての【課題未然防止教育】

～SOSを出すことの大切さ～

「SOSの出し方・受け止め方に関する教育」の実施。教職員がSOSを受け止める、状況を多面的に把握するための研修等の実施。養護教諭、SCやSSW等と連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制の構築。

Point3 不登校等の長期欠席対策における【課題早期発見対応】

～情報共有と連携、保護者との関係づくり～

児童生徒の言葉・行動・表情に気を配り、幅広い事項について変化や成長に気づき、日頃から担任と学年や保健室、SC、SSW等と連携した情報共有と保護者との関係づくり。

Point4 不登校等の長期欠席児童生徒支援としての【困難課題対応的生徒指導】

～ケース会議と校内支援、家庭訪問や関係機関との連携～

実行的なチーム支援体制の構築と教室以外の不登校児童生徒の居場所を設置し、適切な家庭訪問を実施する。個々の状態や要因を適切にアセスメントし、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援も必要。

4 学校としての具体的な取組について

(1) 学校全体として

不登校等を含む長期欠席対策については、学校全体として組織としての対応が大切です。



Point 1

不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえ適切にアセスメントを行い、「社会に開かれたチーム学校」として個々の児童生徒の状況に応じた支援を！

Point 2

不登校についてはいじめや虐待、非行やネット依存、発達障害や精神疾患等との関連も指摘されており、その要因によっては、必ずしも学校内のみで解決できるものではないことから、関係機関や地域との連携を！

長期欠席（不登校）対策検討委員会の組織（例）



長期欠席（不登校）対策検討委員会の主な機能

- 学校全体での正確な情報収集
- 情報の整理・分析と適切な管理
- 効果的な対応の検討と全職員への周知・共通理解
- 職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携



(2) 学級担任として

児童生徒にとって、担任は学校で一番身近な存在です。

- 担任は、児童生徒の健康観察や日記等の記述、態度や会話等から不登校となる兆候がないかをアンテナを高くして、早期発見に努めてください。
- 担任は、心の居場所となる学級づくりをめざし、そのための児童生徒との関わり方の工夫や養護教諭・家庭との連携を図ってください。

不登校となる兆候（例）

学校で

- ・表情が暗い。
- ・忘れ物が増える。
- ・会話が減る。
- ・遅刻や早退が増える。
- ・保健室に行く回数が増える。

家庭で

- ・朝おなかが痛くなるなど体調不良を訴える回数が多くなる。
- ・反抗的な態度をとる。
- ・学校のことを話さなくなる。

心の居場所となる学級づくりについて



- 一人一人の児童生徒にとって、「わかる授業」づくりに取り組んでいる。
- いろいろな活動で、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を実践している。
- 一人一人を見つめ、よさをほめている。

養護教諭との連携について



- よく保健室に行く児童生徒の中に、不登校傾向の児童生徒がいる。
- 教室に入れませんが、保健室や別室であれば個別指導や支援が可能な児童生徒がいる。
- 担任と養護教諭との連絡「報告・連絡・相談」をしている。

家庭との連携について



- 保護者の思いを傾聴している。
- 保護者が話しやすい雰囲気を作心がけ、積極的に話している。
- 学級通信や懇談会等で、児童生徒のよさを伝えている。

(3) 初期対応の例

「どこかが違う」「何かが違う」と感じることができる**教職員の感性**が大切です。

- 児童生徒がサインを出せる学級の雰囲気づくりに努めてください。
- 児童生徒のサインを見逃さないようにするため、積極的に関わるとともに、保護者が相談しやすい関係づくりに努めてください。

初期（休み始め）でのサイン（例）

学校で

- ・投げやりな態度になる。
- ・担任と視線を合わせなくなる。
- ・保健室の出入りが増える。
- ・連休明けに休みが増える。

家庭で

- ・朝の準備に時間がかかる。
- ・夜更かしが増える。
- ・生活リズムが乱れる。
- ・ゲームの時間が極端に増える。



サインの増加に注意 !!

初期対応の例

「愛の1・2・3運動+1」の実践

欠席1日目【**電話連絡**】児童生徒の様子を聞き、体調も確認

欠席2日目【**家庭訪問**】欠席理由の再確認

欠席3日目【**学校組織で対応**】本人・保護者と話して様子の確認。教職員で情報を共有し、組織として対応

欠席10日目まで【**専門家と連携**】スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期支援を！



家庭訪問は、教職員が児童生徒に「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、保護者や児童生徒に安心してもらうことが目的です。本人と直接会えない場合は、保護者と話をするだけでも十分に意味があります。

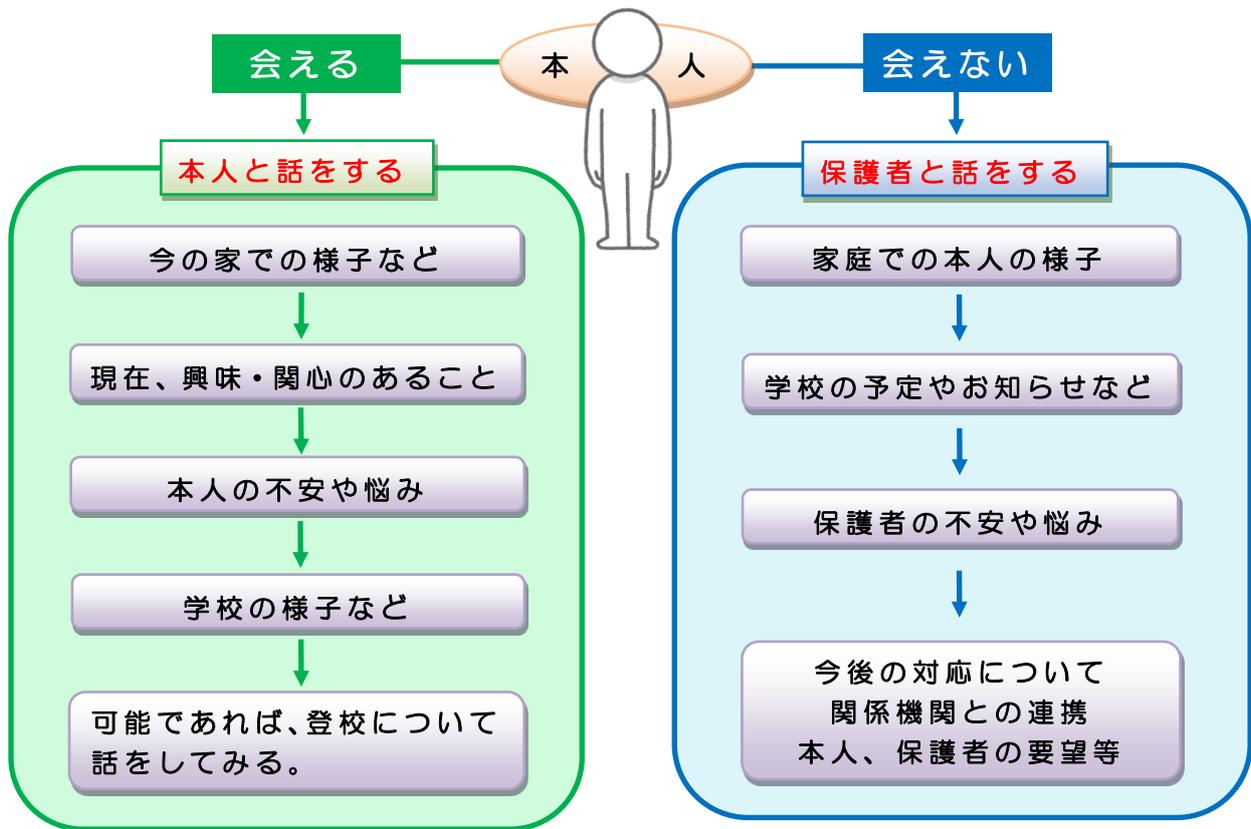


(4) 中期対応の例

- 保護者や本人の意向を考慮しつつ、家庭訪問を！
- 登校への働きかけは必要だが、「焦らず」「放任せず」、本人が安心できる環境づくりを！
- 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の構築を！

家庭訪問の在り方(例)

家庭訪問の際には、児童生徒の状況について十分な理解の下に慎重な対応をする必要があります。



- 無理やり本人に会おうとせず、本人の気持ちを尊重してください。
- 学校の話はしなくても大丈夫です。
- 可能であればクラスの一員としての所属感をもたせるために、学校の様子などを伝えてください。

- 欠席が長く続く児童生徒の保護者は、将来に不安を感じている場合が多いため、まずは気持ちをしっかり受け止めることが大切です。
- 保護者と共に考えていくという姿勢が大切です。

訪問後に組織で情報共有を行い、今後の支援策を検討してください。

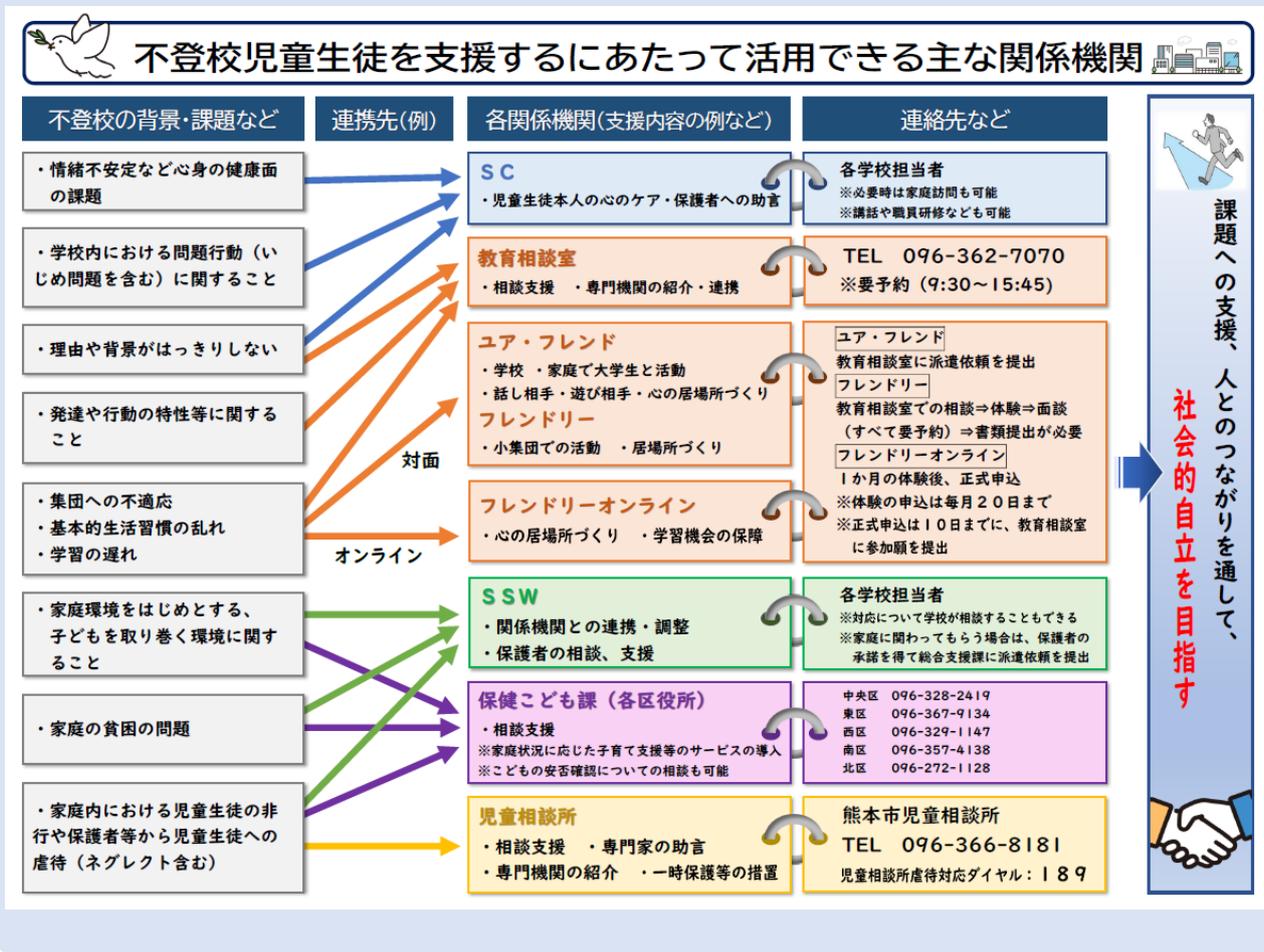


(5) 長期化したときの対応の例

本人や家族の思いを受け止めた上で、関係機関との連携が大切です。

- 登校できない・しないことが日常の生活リズムになっていることへの対応（本人・保護者・学級）が必要です。
- 日頃から関係機関や教育委員会と連携し、必要に応じてユア・フレンドやSSW、フレンドリーオンラインの申請を行うなど、組織的な対応が必要です。

R5・R6 熊本市教育センター研究員活動「生徒指導・教育相談」部会 【研究テーマ】不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援のあり方 ～関係機関との連携を通して～



- 関係機関とつなぐことがゴールではありません。関係機関と連携し、児童生徒の支援をお願いします。
- 日頃から豊かな人間性の育成に努め、長期欠席している児童生徒の立場に立てる、学級集団づくりを実践していきましょう。

Ⅲ 関係機関について

1 ケース検討会議

ケース検討会議は、支援にあたる関係者が、対象となる児童生徒の現在進行中の事例や過去の課題や問題状況について理解を深めるとともに、今後の対応に生かすことを目的として、よりよい支援のあり方を見出すための教育活動です。



2 連携する上での手順と留意点

ケースに応じて、学校が関係機関との連携を積極的に図ることが、状況を改善するために必要です。

【関係機関】保健こども課、児童相談所、民生委員・児童委員、医療機関、警察（スクールサポーター）、SC、心のサポート相談員、SSW など



支援方針の決定

校長を中心に関係者（担任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭等）で関係機関の協力が必要であるか検討するとともに、必要に応じて教育委員会へも相談。

関係機関の選定

児童生徒の抱えている課題に的確に対応できる機関を選定（SSWに相談することも有効です。）

保護者・本人との 共通理解

本人及び保護者に関係機関との連携・協力が必要であることを説明し、理解を得る。

関係機関への連絡

状況を伝え、面接日や支援方法等について相談。

保護者への連絡

保護者に面接日時等について連絡。

第〇回 個別ケース検討会（例）

令和 年 月 日（ ） 時 分～
於：〇〇学校

1. 開会
2. 自己紹介

〇〇小学校（ ）	〇〇中学校（ ）
〇区保健こども課（ ）	総合支援課（ ）
SSW（ ）	児童相談所（ ）
〇署スクールサポーター（ ）	
3. 会議開催の目的について（ ）
4. ケースの概要説明（ ）
5. 各関係機関から
 - (1) 〇〇小学校
 - (2) 〇〇中学校
 - (3) 〇区保健こども課
 - (4) 総合支援課
 - (5) SSW
 - (6) 児童相談所
 - (7) スクールサポーター
6. 今後の援助方針について
7. 役割分担の確認
8. まとめ

次回開催予定 令和 年 月 日（ ） 時 分～

場 所：

終了予定：

児童生徒氏名：〇〇 〇〇

支援機関	支援期間	支 援 内 容
〇〇小学校		
〇〇中学校		
〇区 保健こども課		
総合支援課		
SSW		
児童相談所		
〇署スクール サポーター		

3 SC・SSWの取組

スクールカウンセラー（SC）配置事業について

いじめ・不登校・暴力行為などの児童生徒の諸課題に関して、専門的な知識・技能に基づいたカウンセリング等による対応を行います。

【対象】 熊本市立小・中学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

【申し込み】 ・児童生徒及び保護者は、それぞれの学校に申請
・各学校の担当者がスクールカウンセラーの在籍している期日、時間を調整して相談者に連絡

【活動内容】 ・児童生徒のカウンセリング ・保護者への助言
・専門機関や関係機関の紹介
・教職員への指導援助 ・校内研修の講師



スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業について

いじめや長期欠席児童生徒をはじめ、生徒指導上の諸課題の積極的予防及び解消のために、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行います。

【対象】 熊本市立の園・学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

【申し込み】 各学校から派遣依頼を提出 ※事前に保護者確認が必要
(家庭の様子、本人や保護者の状況や課題、学校の取組等を記入)

【活動内容】 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
・児童生徒、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
・教職員等への研修活動



【学校における SC・SSW の活用イメージ】

悩んでいる子ども・保護者 → 教職員に相談 → SCやSSWの介入 → 課題の改善・解決



教職員とSC・SSWと連携・ケース会議

4 教育相談室の取組

教育支援センター「フレンドリー」について

(あいばる大江教室・火の君教室・植木教室・新町教室・森都心教室・託麻教室)

長期欠席児童生徒に対して、個別や集団での活動を通して、社会的な自立を目指します。

【対象】 熊本市内在住の小・中学校に在籍する長期欠席児童生徒

【申し込み】 保護者から学校を通して通所願を提出

【活動時間】

○大江教室：月火木	9:30～15:00	水	9:30～12:00
○火の君教室：月火木	9:30～15:00	水	9:30～12:00
○植木教室：火木	9:00～12:00		
○新町教室：月	9:30～15:00	金	9:30～12:00
○森都心教室：火木	9:30～13:00		
○託麻教室：火木金	9:30～15:00	水	9:30～12:00

※ いずれも祝日、年末年始、春・夏・冬休み期間を除く



フレンドリーオンラインについて

長期欠席児童生徒に対して、フレンドリーオンライン配信拠点校のオンライン学習支援員が学習支援を行います。

【対象】 熊本市内在住の小・中学校に在籍する長期欠席児童生徒

【申し込み】 保護者が学校からリーフレット（QRコード）を受け取り、保護者が申し込む

【活動内容】

- ・学習アプリを活用した学習支援
- ・動画コンテンツを活用した学習支援
- ・ゲストティーチャーによる出前学習の配信
- ・SCとの連携、オンラインカウンセリング



教育相談について

発達や就学、いじめや長期欠席など教育に関する来所相談を受けます。

【対象】 熊本市内在住の年長児、小・中・高校に在籍する児童生徒、保護者及び学校関係者

【申し込み】 電話による予約 9:00～17:15
(予約電話) 096-362-7070
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

【活動時間】 月曜日～金曜日 9:30～15:45
(祝日、年末年始を除く)



心のサポート相談員配置事業について

児童や保護者が気軽に話したり、ストレスを和らげたりすることができる第三者的な存在となりうる者を学校に配置し、児童が心のゆとりをもてるような環境を提供します。

【対象】 熊本市立小学校に在籍する児童、保護者及び教職員

【申し込み】
・児童は学校の活動時間に応じて相談員へ申し込む
・保護者は管理職等を通して、または直接相談員へ申し込む

【活動内容】
・児童の悩み相談、話し相手
・長期欠席児童の支援等
・学校の教育相談活動の支援等



ユア・フレンド事業について

熊本市教育委員会と熊本大学教育学部が連携し、長期欠席児童生徒に、ユア・フレンドとして登録した学生を家庭や学校に派遣し、話し相手・遊び相手になります。

【対象】
・熊本市立小、中学校に在籍する児童生徒
・熊本大学附属小、中学校に在籍する児童生徒

【申し込み】 保護者から学校を通して派遣依頼を提出

【活動時間】
・1週間に1回程度、1日に2時間程度
(土曜日、日曜日、祝日は実施しない)

【派遣形態】
・家庭派遣 ・校内派遣



学校教育コンシェルジュについて

保護者からの学校教育に関するあらゆる相談を受け、専門的な助言や必要な支援を行う相談員です。

【対象】 熊本市内在住の小、中、高等学校に在籍する児童生徒、保護者及び教職員

【申し込み】 (電話) : 096-362-7171
(メール) : 7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00
まずは、電話かメールでご相談ください。

